

## 第2次富谷市男女共同参画基本計画案パブリックコメントに対する市の考え方

資料 1

No	頁	関連項目	ご意見の概要	市の考え方
1	P1 P25	第1章 1計画策定の 趣旨  第4章 推進体制	<p>哲学的基盤の確立と幹部職員の意識改革</p> <p>本計画の理念である「誰もが暮らしやすい多様な幸せ(well-being)の実現」を、抽象的な目標で終わらせず、社会のあらゆる分野で実効性を持たせるためには、その基盤となる「多様性」と「非排除」の認識を市の政策決定層全体で共有することが不可欠です。新実在論を基盤とした「排除なき社会」の実現に向け、本計画の哲学的基盤として新実在論の知見を取り入れることを提言します。これにより、生物学的差異という一つの側面に還元されない性の多元性を計画の前提として明確に位置づけることが求められます。</p> <p>また、この哲学的基盤の認識を市の施策に反映させるため、幹部研修(管理職・政策決定層)の内容を抜本的に強化すること、幹部職員への哲学研修やジェンダー主流化研修の義務化を求めます。</p> <p>さらに、スタンフォード大学教授エイミー・C・エドモンソン氏が提唱する「心理的安全性(psychological safety)」は、組織やチームにおいて、報復や嘲笑を恐れずに疑問・提案・問題提起を表明できる状態を指し、ジェンダー主流化を実効化するための不可欠な基盤です。そのことから、富谷市の政策決定過程(審議会、庁内会議、現場オペレーション)において、非報復の明文化、会議ファシリテーション標準、相談・通報ルートの多元化を含む「心理的安全性ポリシー」を策定し、毎年度測定・改善を行います。</p>	<p>いただいたご意見をもとに、P25 <u>第4章 推進体制、1庁内推進体制の整備内の表現の一部を見直しました。</u></p> <p>また、その他にご提案いただいた内容については、関係課へ情報共有し、今後の参考とさせていただきます。</p>
2	P17 P25	第3章 基本目標2 職場における 男女共同参 画の実現  第4章 推進体制	<p>計画理念と評価指標の国際的整合性の確保</p> <p>計画の基軸となる理念は、男女共同参画から国際的に整合性のある「ジェンダー平等(Gender Equality)」という規範へと深化させることが求められ、SDGs 指標(特に目標5)を参照することが必要不可欠です。</p> <p>また、デジタル庁の「地域幸福度(Well-Being)指標」、経済的安定に関する指標を活用し、富谷市が目標とする多様な幸せ(well-being)の客観的評価、改善を行うことを求めます。</p> <p>加えて、心理的安全性スコアを横断 KPI として設定し、部署別の改善計画を年次の施策評価に紐付けることにより、権利保障・自己決定・社会参加の各側面が、職場、そして地域コミュニティ文化としての定着を図ります。</p>	<p>多様な幸せを客観的に評価し、改善を行うための方法に関するご提案については、今後の参考とさせていただきます。</p>

## 第2次富谷市男女共同参画基本計画案パブリックコメントに対する市の考え方

No	頁	関連項目	ご意見の概要	市の考え方
3	P19 P21	第3章 基本目標3 家庭生活における男女共同参画の実現 基本目標4 幼児教育・学校教育における男女共同参画の実現	<p>施策の重点化(将来世代への人権教育と構造的課題の解消)</p> <p>富谷市は東北で最も年少人口の割合が高く、平均年齢が最も若い自治体であり、将来世代の意識改革と人権教育の充実が計画の長期的な成功に直結します。「基本目標4 幼児教育・学校教育における男女共同参画の実現」における理解促進の施策を包括的性教育(CSE)に改め、人権尊重を基盤とした教育を推進することが求められます。具体的には、発達段階に応じた幼少期からの性教育を必須とし、「同意のない性的な行為は性暴力である」という認識の醸成や、リプロダクティブ・ヘルス＆ライツの視点を含め児童・生徒が自己決定できる権利を学ぶ教育の充実、教師向けに心理的安全性を高める指導技法(尊重言語の使用、失敗のステイグマ化回避、同意教育における発言機会の平等)を校内研修等に組み込み、児童生徒の自己決定・同意の理解と支援につながる発言行動を促進することです。</p> <p>また、困難を抱える方への支援とDV・性暴力対策を独立した基本目標とすることで、課題の深刻さと対策の重要性を明確化する必要があります。</p> <p><u>DVや性暴力対策には切れ目のない支援体制を構築し推進することが肝要であり、経済的・社会的困難を抱える方への支援や性の多様性に関する支援、構造的な差別解消を独立した基本目標とし、具体的なアウトリーチ支援の強化が求められます。</u></p>	<p>困難を抱える方への支援やDV・性暴力対策の重要性については認識しており、いただいたご意見をもとに、<u>P16 社会全体における男女共同参画の実現の【施策の方向】(3)相談体制の整備・強化</u>及び<u>P19 基本目標3の家庭生活における男女共同参画の実現【現状と課題】内</u>の表現を一部見直しました。</p> <p>なお、基本目標については、分野ごとにそれぞれ単独で完結するものではなく、相互に関連し、男女共同参画社会の実現に影響を与えていくものと考えます。本計画は分野ごとの施策や方向性を体系的に示しており、具体的な事業内容については記載しておりませんが、困難を抱える方への支援やDV・性暴力対策については、府内および関連機関などと協力しながら取り組んでおります。引き続き、関連機関との連携を図り取組を進めるとともに、他のいただいたご意見についても、関係課へ情報共有し、今後の参考とさせていただきます。</p>